

住宅リフォームのトラブル 工事の見積書請求を

家族のライフステージに合わせた自宅のリフォームや、耐震性・耐久性を高めるリフォームについて近年関心が高まっています。今回は、住宅リフォームに関するトラブルと、その対処法についてご紹介します。

- ▼工事施工前に見積書をもらっていたが、見積書通りの材料が使用されず、また施工日程を延長され、当初の見積金額より高額になった。事業者の説明を求めたが、納得できる説明ではなかった。(70代・男性)
- ▼キッチンと外壁の一部のリフォームを依頼したが、見積書に不審な点がある。工事は始まっているが、キャンセルできるか。(60代・男性)
- ▼独居の母が訪問販売事業者から、リフォーム減税制度を利用すれば費用が全額戻ってくると説明を受け、リフォーム工事を契約した。本当に全額戻ってくるのか心配だ。(50代・男性)

住宅リフォーム工事トラブルでは、見積書や契約書が交付されず、契約内容が曖昧なまま工事が開始されるケースが多く見られます。工事を依頼する際は、工事内容の見積書を必ず求め、内容について分からない点は必ず確認するようにしましょう。

口約束による依頼は、トラブルになった際に「言った、言わない」の応酬になりがちです。工事の大小や契約の相手を問わず、工事内容についての取り決めや業者名、連絡先の入った書面の交付を必ず求めましょう。

書面を受け取ったら、自分の要望を再確認した上で、工事の内容や過不足についてもよく検討するとともに、支払い条件やアフターサービスの有無についても併せて確認し依頼するようにしましょう。

訪問販売の場合「今ならこの金額でできる」「保険金で自己負担なしに修理できる」などと契約を急がせることがあります。決して安易に契約せず、慎重に検討しましょう。

もし契約してしまっても、訪問販売などの場合、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフできる場合がありますので、トラブルが生じた際はなるべく早く消費生活相談センターなどの窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30～17:00)

土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。